整形外科基本領域研修制度

・整形外科基本領域の専門研修は、原則としてプログラム制による研修とする。但し、卒業後に義務年限を有する自治医科大学、防衛医科大学、産業医科大学の卒業生、地域枠卒業生と出産、育児、留学などで長期にプログラムを中断しなければならない相当の合理的な理由がある場合は、カリキュラム制での研修を選択できることとする。また、他基本領域の専門医を取得してから整形外科専門研修を開始する専攻医はカリキュラム制での研修とする。

・プログラム制による研修、カリキュラム制による研修とも研修開始時点から日本整形外科学会会員でなければならない。

・初期臨床研修期間中や他領域の専門研修期間中に整形外科指導医のもとで研修した症例については整形外科専門研修期間の症例としてカウントすることができるものとする。

　＊研修プログラム制とは、研修プログラムに定められた到達目標を、3年9ヶ月の研修期間で定められた研修プログラムに則って研修を行い、専門医を養成するもので、一つの基幹施設のみでの完結型の研修ではなく、一つ以上の連携施設と研修施設群を作り循環型の研修を行うものであり、到達目標が達成できない場合には研修年限を延長することも可能とする。

　＊研修カリキュラム制での専攻医は、カリキュラムに定められた到達目標に達成した段階で専門医試験の受験資格が与えられるものである。

①プログラム制での研修

整形外科専門研修プログラム整備基準に則って各基幹施設が作成したプログラム群で研修を行う。

②カリキュラム制での研修について

1)カリキュラム制での研修が認められる者

・卒業後に義務年限を有する自治医科大学、防衛医科大学、産業医科大学の卒業生、地域枠卒業生と出産、育児、留学などで長期にプログラムを中断しなければならない相当の合理的な理由がある者のうちカリキュラム制での研修を希望する者。出産、育児、留学などで長期にプログラムを中断しなければならない場合は､プログラム制での研修からカリキュラム制へ変更して研修することも可とする。

・他基本領域の専門医を取得してから整形外科専門研修を開始する者

2)研修期間

・カリキュラム制での研修期間は4年以上とし、このうち3年間は、整形外科プログラム整備基準で認定された複数の研修施設において、整形外科専門医の指導の下で臨床研修することを必須とする（他基本領域の専門医を取得してから整形外科専門研修を開始する者についての研修期間については検討中である。）

・大学院生で臨床研究を行った在学期間については、研修施設における研修期間として認めることがある。

（研修内容等）

・カリキュラムは「整形外科プログラム整備基準付属資料3で定められている整形外科専門研修カリキュラム」とする。

（研修修了要件）

　・研修期間中の全研修内容等を、所定の整形外科研修記録及び研修医手帳に記載されていること。

・研修期間中に日本整形外科学会が主催又は認定する教育研修会を受講し、所定の手続により30単位を修得していること。教育研修講演受講にかかる規定はプログラム制の規定と同一とする。 骨・軟部腫瘍の単位は日整会が主催する骨・軟部腫瘍特別研修会で取得する。

・1回以上の学会発表か筆頭著者として1編以上の論文があること。

（専門医試験）

　・試験は筆答及び口頭により実施する。筆答問題はプログラム研修修了者と同一問題とする。